

日本フードツーリズム研究会 規約

2015年4月1日

(名称)

第1条 本団体は日本フードツーリズム研究会 The Food Tourism Research Society of Japan (以下、本研究会) と称する。

(事務局)

第2条 本研究会の事務局は大阪観光大学に置く。

(目的)

第3条 本研究会の目的はフードツーリズムの調査研究を通じ、国内外においてその普及と促進を行うものである。

(活動)

第4条 本研究会は前条の目的を实践するため次の事業を行う。

- ① 会員による研究発表会、視察ツアー
- ② 一般対象のセミナーおよびシンポジウム等の企画・開催
- ③ 研究会誌の発行
- ④ フードツーリズムに関する調査、共同研究、委託・連携事業、広報活動等
- ⑤ 会報の発行やホームページによるフードツーリズムに関する情報発信
- ⑥ その他、本研究会の目的に資するもの

(会員の種類)

第5条 会員の種類は次の通りとする。

- ①会員 会員1名の推薦による個人で本研究会の例会に参加するもの
- ②学生会員 会員1名の推薦による個人で本研究会の例会に参加するもの
- ③団体会員 会員1名の推薦による団体で本研究会の例会に参加するもの(5名まで)

(入会及び退会)

第6条 会員になろうとする者は入会申し込みを会長に提出し承認を受けるものとする。

2 前項の承認を得た者は、別途定める年会費を払い、当該入金の確認を持って会員として登録する。

3 本研究会を退会しようとする会員は、会長に退会届を提出しなければならない。

4 会員が会費の滞納、規約違反、本研究会の目的反する行為のひとつに該当するときは、会長と副会長、事務局長同意のもとにこれを除名することができる。

(年会費)

第7条 年会費は次の通りとし、領収済みの会費はいかなる場合も返還しない。

- ①会員 3000円
- ②学生会員 1000円 ※大学院生を含む。
- ③団体会員 10,000円

(幹事会)

第8条 本研究会の運営のために会長、副会長、事務局長、監査と別途定める各担当業務代表者によって構成される幹事会を置き運営にあたるものとする。

(任期)

第9条 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(例会)

第10条 年間10回以上の例会を行う。

(解散)

第11条 本研究会は役員の2分の1以上のものが賛成した場合は解散することができる。

附則

(設立期日)

1 本研究会は2008年9月1日に設立されたフードツーリズム研究会を母体に2015年4月1日をもって設立する。

(規約の施行期日)

2 この規約は、2015年4月1日をもって施行する。

(事務局)

3 本研究会の事務局は次の住所に置く。

〒590-0493 大阪府泉南郡熊取町大久保南5-3-1 大阪観光大学内